

Title	領主の困窮と村方の負担 ( 社会経済史資料紹介 )
Sub Title	
Author	野村, 兼太郎
Publisher	慶應義塾理財学会
Publication year	1938
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.32, No.1 (1938. 1) ,p.125(125)- 132(132)
JaLC DOI	10.14991/001.19380101-0125
Abstract	
Notes	
Genre	Journal Article
URL	<a href="https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19380101-0125">https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19380101-0125</a>

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

に買手を求めることの出来るものである。則ち可賣性 (salability) のあることをその要件とする。鐵道に用ひられる車輛・修理工具の如きはそれであつて、軌道の統一された國にあつては、大なる可賣性を有するものと云へよう。鐵道に限らず、その他の交通用具、又は工業、公益業に於ける可賣性ある機械・器具の如きものにも應用出来るのである。また實際に、これらの産業部門にもエキップメント・オブリゲイションズの利用は相當に現はれてゐる。これらの點に就いては茲では詳述を避けたが、その一側面たる車輛信託に付き若干の問題を述べた次第である。

(1) Duncan, *ibid.*, pp. 148-149.

(2) Butcher, *ibid.*, pp. 245-249.

(3) だから、所有するエキップメントを抵當として發行する抵當附社債の如きはエキップメント・オブリゲイションズとは云へない。これは單なる抵當附社債であつて、特殊の範疇に入れるべきでないと考へる。併し、一般にエキップメントの取得に用ひる發行證券をエキップメント・オブリゲイションズのなかに包含してゐる。茲でもその區分に從つたが、拙考によれば、割賦方法の導入の點にその本質を求むべきである。

## 領主の困窮と村方の負擔

(社會經濟史資料紹介)

野村兼太郎

徳川時代におゐて武士の困窮が甚だしいものであつたことは周知の事實である。彼等が困窮の結果借財で遣り繰りしてゐたことも一般に知られてゐる。私は本誌第二十八卷第一號に「旗本困窮の過程について」と題し、旗本の財政一般の苦しかつたことを實例について示し、又第二十九卷第二號に「大名貸について」と題し、天王寺屋久左衛門の實例について説明した。徳川時代の文書を漁ると武家困窮の證據となる文書類は頗る多い。さうした武家の困窮は結局農村に對する苛斂誅求となるのであつて、農村の衰微を一層甚だしからしむる原因となる。私が今こゝに紹介しようとする文書も、要するにその過程を示す一資料に外ならない。

困窮した旗本がその所領を引當にして借金をした例は頗る多い。殆どすべての旗本がそれをしてゐたと云つてもよいからである。幕府の郡代役所からの御用金の貸附の如きは皆村引請になつてゐる。その證文の形式は種々あるが、要するに村の收納高を擔保としたものである。今こゝに紹介しようとするのは旗本森川六左衛門の知行所、武州橋樹郡木月村に起つた一つの事件である。

領主の困窮と村方の負擔

一二五

(一二五)

森川六左衛門は七百石を領し、郎は濱町袋町にあつた。木月村は村高九百八拾七石五斗で、四給に分かれてゐた。即ち内藤鍛太郎(七百石)と内藤岩五郎(三百石)と他に一名(不詳)の知行所が入交つてゐた。そのうち森川氏の知行高は貳百七拾貳石で、寛永六年以來の拜領地である。

森川氏も御多分に漏れず、各所から借財してゐた。關東郡代の貸附役所及び青蓮院宮から何れも村引請で借用してゐた。先づ訴狀に依つて説明すると、借主たる領主が返済しないので、催促狀は村方に來たが、領主はその方は延期を願つて置いたから、當方へ納付すべしと云つて強奪して行つた。返済すべき金額は年賦で貸附役所の方が年々貳拾八兩、すでに三ヶ年分を終つた。青蓮院の方は金拾五兩餘である。その外何やかやと村入用多く、痛く困窮してゐた。今までの出金を文政十二年度の貢租と差引計算すると、すでに翌十三年度分から金貳拾兩餘先納してゐることになつたが、その金子は勿論下げ渡されぬ。然るに文政十二年の大晦日に其加金三兩を命じた。この其加金と云ふのは何か解らないが、要するに一種の御用金であつたらう。翌年一月十五日まで延期を願つて許されたが、何故か十四日に用人が來て無理に徴發して行つた。

その後再三領主から呼出があつたが、折柄名主常三郎が病氣になつたので、組頭市五郎を差向け、又那代の貸附所の方へも延期願を出した。然るに二月十四日に領主の用人が來て、何故に呼出し御用狀を差留めたかと云つて叱責し、亂暴をなし、名主の妻を氣絶させた。そこで百姓共が集まつて來て用人を取押へ、同時に右名主常三郎外二名が翌十五日に勘定奉行所へ駄込み訴へをなしたのである。これがその訴狀の大意である。従つてこれは百姓側の云ひ分であるが、これはそのままに眞實とすることは出來ない。今その疑はしい點を指摘する前に、右訴狀の全文を左に掲げる。

乍恐以書付ヲ願上

森川六左衛門知行所、武州橋樹郡木月村名主常三郎、百姓大次郎、同庄右衛門奉申上、御地頭所様は拜借村方引請ニ御貸附御役所様は年々金貳拾八兩宛定式御上納可仕、金子有之、分、是迄追々三ヶ年分余、御地頭様御用役罷越申上、此方御貸附御役所様は日延申上、付、右金(子カ)地頭所は相納可申段嚴敷は仰付得共、右金子之義御貸附御役所様は返納金ニ座得、何分は用捨被成下、様相願得共、御聞濟無御座、取繩手錠十手持參、百姓共一同打擲被致、無餘義御取上ケニ相成、右故御貸附御役所様は返納滞リニ相成、日々御差紙ニ百姓壹兩人ツ、年中宿詰而已仕、只は日延仕居り、右ニ付諸入用斗り相掛り、其上青蓮院宮様も御地頭所様御拜借村方引請ニ壹ヶ年ニ金拾五兩壹分貳朱ト銀貳匁五厘宛定式御返納ニ座、是又御地頭所様は取上ケニ罷成、依之右青蓮院宮様御役所は御返納相滞リニ罷成、右之外御役人中様方四五人宛壹ヶ年ニ兩三度之御廻村、は取立ニ御出役被遊、金子貳朱迄之御逗留<sup>虫喰</sup>ニ座得、無是悲困窮之百姓一同皆一衣脫キ差出し、程之仕合、已ニ相續も難立行、然ル所去ル丑年木月村御物成は差引勘定仕得、凡金貳拾兩余當寅年御物成引當御先納ニ罷成、御下ケ金無御座ニ付、金主方返済滞リニ相成、當賄金手當無御座、當感至極仕、然ル所去ル丑年十二月大晦日ニ至リ、御用人様は出役ニ其加金三兩被仰付所、御地頭所様は儀ニ座得、當正月十五日迄御日延御猶豫被成下置、幾重も御上納可仕旨及は請、右ニ付御用人様は歸り被遊、直様百姓一同面々才覺仕居所、猶又當正月十四日御出役被遊、去暮及は受ニ金子は上納可仕、段、嚴敷被仰渡得共、困窮之百姓金子才覺中、殊ニ明十五日迄之御請ニ座得、一刻之間御猶豫被成下、右金子調達ニ相成、段一同奉願上、御聞濟無座、直ニ取繩十手ニ百姓一同打擲、其上擲被取、程ニ相成

い所、漸々退却、誠ニ以御悲分之御取立ニ、御上納仕、猶又御用人様御出役之度ニ、爲駕籠賃も金壹分貳分宛と差出様被申付、是又無是悲相渡、依之困窮之百姓諸人用而已相掛、取續難出來、追々潰百姓數家相定可申哉も數々敷奉存程之仕合ニ成行、然ル所當春ニ罷成ゆるも、數度之御飛脚御呼出、壹度ニ錢四百五拾六文宛、町御飛脚を以被仰難儀至極仕、然ル所名主常三郎病氣ニ座座得ハ、組頭市五郎御用之趣被仰付様、御諭書ニ奉答上、右組頭市五郎を以、御那代御日延ヲ兼差遣し申所、當二月十四日又ニ御用人様御出役被仰渡ハ、呼出し御用狀差留段不埒知至極ニ座座越也仰付之段、尤之至儀承知奉畏得共、且私義病氣ニ座座得ハ無是悲組頭市五郎差遣し段、幾重ニも御用捨被成下様相願、殊ニ書類を以、乍病中參上可仕存、認メ置けを得御披見被成下様、一向奉願上得共、一圓は聞濟無座、直ニ取繩十手ニお摺被取、私妻爲目之下江十手を打込、其儘氣絶仕、左ハ此上何様之亂法相働可申哉も難斗リ、依之百姓一同欠來、漸々取鎮置、右は用役晝夜共大切ニ番致居り程、其義ニ就何卒當御奉行所様之御慈悲を以、右御用役祐造被召出、御吟味之上、百姓相續も相成様、偏ニ奉願上、右願之趣御聞濟被成下置ハ、一同相助難有仕合ニ奉存、以上、

森川六左衛門知行所

武州橋樹郡木月村

文政十三年寅二月十五日

名主 常三郎  
 百姓 大次郎  
 同 庄右衛門

御勘定御奉行所様江

これだけを読むと、領主側は甚だしく無理非道である。しかし百姓側にも缺點はあつたやうである。元來村方引請で借金した場合には村方から貸附役所に一札を入れ、これを年貢から差引くために引請高を届出するのが例のやうである。木月村の場合には證文がないので解り兼ねるが、今その證文の一例を掲げると、次ぎの如くである。

「 覺

長岡幾之助知行所

上總國市原郡 菊間村

一高四百石

壹ヶ年物成

米三百五拾俵

但四斗入

内 拾九俵壹斗貳升八合 村入用引  
是去年々可相渡分

残り米三百三拾俵貳斗七升貳合

凡代金百拾兩永貳百廿六文余 但 去巳迄五ヶ年平均所相場  
金壹兩ニ付壹石貳斗替

右村高之内

納引請高八拾石

内金拾九兩 御貸附役所江可相納分

家數六拾三軒

人別 男百五拾三人  
女百三拾三人

右之通相違無之は座ハ 以上

領主の困窮と村方の負擔

文政五年十月

菊間村

百姓代 長 助印  
組頭 利左衛門印  
名主 祐右衛門印

御貸附方御役所

従つてもし木月村でも同様の方法でなしてゐたとすれば、地頭に納めると、貸附役所に納めるとを問はず、それは問題とならない。唯青蓮院宮の分がどうであつたかが不明であるが、兎に角高貳百貳拾石（この外開發地が五拾貳石五斗）とすれば、收納金額は少なくとも六拾兩以上あつたと思はれるから、貸附所と青蓮院と兩方の年賦金四拾三兩は拂へないわけがない。然るに訴狀に依れば、貳拾兩先納してゐることになると云ふ。これが如何なる計算から算出してゐるか解らないが、もし用人などに與へた金子、その他村雜費を加算してゐるとすれば不當である。この訴狀だけではかうした收支關係が不明であり、誇張されてゐないとは云へない。この例に限らず、訴訟の場合にはその百姓側と何たるかを問はず、痛く誇張されるのが普通であつて、文言通りに解釋は出来ない。殊にこの場合には訴人達は領主に引渡されるや、直ちに同給の他の名主の歎願に依つて訛狀を差出してゐる。もし訴狀通りなら、もつと強く主張しさうに思はれる。又三兩の冥加金を一日早く取立られ、取廻し手で脅されて差出たり、用人を手籠にしたり（文言には「右は用役晝夜共大切ニ番致居り」とはあるが、取押へたことは明かである）、又訛狀を見ると貸附金の利息を納めてなかつたらしい。かうした點から見ても、村方にもひげ目があつたやうに思はれる。かく云つても領主がその財政難から村方にかかりの無理を云つてゐることは否定出来ない。殊に相當威脅的手段を

弄し、農民を壓迫したことは疑ひなく、封建社會における農民の地位を明示するとも云へる。唯先納金貳拾兩の内容を吟味して見ない限り如何なる名目で農民を搾取したかは明かではないが、何れにしても領主の困窮が村方の負擔を増額したことは明瞭である。

最後に同じ村の他の知行所の名主の歎願書と駈込訴へをなした三人の訛狀とを掲げる。

乍恐以書付奉願上

御知行所木月村名主常三郎外貳人義、先達御用人梅澤祐造様は貸附金は利足少々納付、は越被遊所、其御右常三郎外貳人之者逆昇之紛、御奉行所様は駈込御訴仕、既ニ當御地頭所様は引渡ニ相成、嚴重<sup>虫喰</sup>は吟味可<sup>レ</sup>有之所、私共<sup>レ</sup>得<sup>レ</sup>申聞<sup>レ</sup>處、今更心得違相弁<sup>レ</sup>次第ニ座<sup>レ</sup>、今般私共<sup>レ</sup>御慈悲願奉差上<sup>レ</sup>、何卒以御憐愍<sup>レ</sup>は聞濟被成下置<sup>レ</sup>上ハ猶亦當人共<sup>レ</sup>御訛書可奉差上<sup>レ</sup>間、幾重ニもは憐愍之<sup>レ</sup>は行法偏ニ奉願上<sup>レ</sup>、以上、

内藤岩五郎知行所

武州橋樹郡木月村

名主 啓 之 助

内藤鍛太郎知行所

同州同郡同村

名主 源 右 衛 門

森川六左衛門御役人中様

奉差上御訛一札之事

領主の困窮と村方の負擔

文政十三年寅二月廿八日

武州橋樹郡木月村名主常三郎外貳人奉申上、當村素々困窮ニ由座、御貸附金は利足少々納有之、然ル處御用人梅澤祐造様當月十四日由越被遊、右御貸附金返納之儀ニ付、彼是行違出來仕、私共逆昇之紛、御奉行所様江駈込御訴申上、今般當御地頭所様ニ引渡ニ相成、尤百姓共一同困窮之紛差昇、ハ乍申、指越願仕、段、嚴重之御吟味も可有之所、相給役人共々只管御慈悲奉願上、格別之由有免を、御聞濟被成下難有仕合ニ奉存、以來右躰之儀も勿論、御用向等由指支無之様、急度相愼、可申上、依之由詫一札差上申所依、如件」

この例も指越願ひ、即ち越訴ではあるが、百姓一揆とは云へない、しかし上述のやうな領主の態度と名主その他の反抗心はこのまゝで無事に済む筈がない。文政十三年、即ち天保元年から八年後、天保九年に又も領主と名主との衝突があつた。それに依れば村民の間にも、名主に反対する者があり、かなり複雑な關係にあつた。それについては他日稿を改めて紹介することにする。

(昭和十二年十二月十八日稿)

## 「巴里伯」アンリイ著「プロレタリア」

—Henri (Comte de Paris), Le Proletariat, 1937.—

下 田 博

いま、佛蘭西は、進歩の前衛を高唱するコムニニズムと、天賦の使命を確信するファッシズムとの挾撃の裡に、悶え悩んでゐる。

こゝに紹介する、「巴里伯」アンリイ氏著「プロレタリア」は、後者の陣營、然も王黨の立場から、今尙ほ王政華やかにし頃にして強烈なる追慕の念を寄せ、其の復活の中に、否な其の復活の中にこそ、殆ど凡ゆる社會問題の眞の解決を期待しつゝあるものである。

著者は、本書を二篇に分ち、第一篇「一七八九年の大革命とプロレタリアの創生」に於いて、先づ大革命の前夜に於ける労働者の状態を敘し、次いで其の大革命に依る變化を述べ、更に一九三六年のブルム人民戦線内閣の成立に言及、之を批判し、而して第二篇の「君主政治とプロレタリアの消滅」に於いて、現下の時局匡救に對する著者自身の積極的主張を展開して居るのである。